

倉敷市立幼稚園の今後の在り方について

(答申)

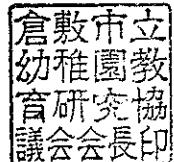
平成22年9月3日

倉敷市立幼稚園教育研究協議会

平成22年9月3日

倉敷市教育委員会
教育長 吉田 雄平 様

倉敷市立幼稚園教育研究協議会
会長 森 熊男



倉敷市立幼稚園の今後の在り方について

(答申)

本協議会は、平成18年10月16日、貴職から標記事項について貴市教育行政のと
るべき方策について諮問を受け、慎重かつ多角的に審議を重ねた結果、その結論を得まし
たので、次のとおり答申します。

目 次

まえがき	1
1 「倉敷市立幼稚園における今後の特別支援教育」に関する基本方針	2
(1) 現状と課題	
(2) 今後の方向性	
ア 教職員の研修	
イ 幼児指導教室の充実	
2 「倉敷市立幼稚園における今後の3歳児保育の推進」に関する基本方針	4
(1) 現状と課題	
(2) 今後の方向性	
ア 新たな3歳児保育実施の視点	
イ 新設する幼稚園の基準	
ウ 今後の3歳児保育	
3 「倉敷市立幼稚園における適正配置」に関する基本方針	8
(1) 現状と課題	
(2) 今後の方向性	
ア 学級定員	
イ 適正配置	
4 「倉敷市立幼稚園における預かり保育」に関する基本方針	11
(1) 現状と課題	
(2) 今後の方向性	
ア 望ましい預かり保育の在り方	
イ 今後の預かり保育	
あとがき	13
附属資料	14

まえがき

本協議会は、平成18年10月16日、倉敷市教育委員会教育長から「倉敷市立幼稚園の今後の在り方について」の諮問を受け、今後の特別支援教育、今後の3歳児保育の推進、適正配置、預かり保育の4つの視点から、それぞれの具体的な基準や方策について、慎重に審議を重ねてきた。

この間に、幼児教育に係る国的新たな動きも見られた。平成18年12月に改正された教育基本法では、第十一條で幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付けられた。また、平成19年6月に改正された学校教育法では、第一条において幼稚園が学校教育のうつたてとされ、第二十二条に義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして記されている。さらに、平成21年には新幼稚園教育要領が施行され、幼児期の特性を踏まえ、計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して体験を重ね、一人一人に応じた総合的な指導を行うという基本的な考え方を充実発展させていくこととなった。このように、ますます幼児教育の重要性が強調されている。

倉敷市では、全国的にみても市立幼稚園が多く、私立幼稚園とともに幼児教育を支えてきた。しかし、著しい社会情勢の変化にともない、新たな問題が生じてきた。そこで市立幼稚園の現状と課題を明確にし、これまでと同様に大切にすべきこと、改革すべきことをあらゆる角度から審議し、ここに答申をまとめたものである。

審議に当たっては、平成12年7月の「倉敷市立幼稚園の適正配置について（答申）」やその後の進捗状況等、そして国や県の動向を確認しながら慎重に進めていった。また、市立幼稚園の園長及び教諭、教育委員会指導主事で編成された倉敷市立幼稚園教育研究協議会専門委員会に意見を求め、その声も参考にした。

この答申の趣旨に沿い、子どもたちのよりよい教育環境の創出に向けて、できるだけ早期に具体的な施策が実現されることを期待する。

1 「倉敷市立幼稚園における今後の特別支援教育」に関する基本方針

平成20年10月に報告した「倉敷市立幼稚園の今後の在り方について」(中間まとめ)において、特別支援教育の現状と課題をあげ、その解消に向けた方向性を示した。この度改訂された新幼稚園教育要領には、特に留意する事項として「障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮する。」と記されている。

(1) 現状と課題

障がいのある幼児が健常児と一緒に活動することは、双方の子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成する上で、重要な役割を果たすという考え方のもと、市立幼稚園では、障がいのある幼児の入園を認めているが、状況によっては特別な支援を要する幼児への個別対応に追われ、他の幼児への保育が滞ることもある。

このため、特別な支援を要する幼児の実態に応じ、支援員を配置している。しかし、職員の連携、個々の幼児や学級の指導において不十分な状況もあり、支援員を含めた教職員の指導力向上を図る必要がある。

また、障がいのある幼児は、幼稚園教育要領解説にもあるように、早期から様々な体験を通して達成感を味わい、自分の行動に対する自信と積極的な姿勢を身に付けることが重要である。しかし、特別支援教育の拠点となっている幼児指導教室では、教育相談や指導を受けることを希望する幼児や保護者が多く、申し込まれた教育相談等に迅速に対応できない状況がある。そのため、平成21年4月に大高小学校内に幼児指導教室を新設し、市内5か所で教育相談や指導を行っているが、まだ十分な対応までには至っていない。

(2) 今後の方向性

ア 教職員の研修

幼稚園の全教職員が特別支援教育に対する理解を更に深め、適切な支援方法を習得することが必要である。特に研修については、特別支援教育の専門家から現場での指導を受けることが肝要である。また、平成22年度から倉敷市教育委員会指導課内に特別支援教育推進室が設置されたことにより、関係諸機関との連携が深まり、教職員全員での支援体制確立のために、更なる研修の充実が期待される。

イ 幼児指導教室の充実

各地区の幼児指導教室（倉敷東小、大高小、第五福田小、味野小、玉島小）で、教育相談あるいは指導を希望する幼児が長期間待機している実態を踏まえ、幼児指導教室を未設置の地区に新設し、受け入れ体制を整えることが必要である。加えて、関係諸機関や幼稚園との連携を図るために、幼児指導教室に、特別支援教育のコーディネータ

一的な役割を果たす指導者の配置が必要となる。

また、保育所に在籍する児童の利用が多数あり、専門的な知識をもつ保育士が児童指導教室の指導に加わることなど、教育委員会と保健福祉局の連携も期待される。さらに、児童の障がいの種類や程度などを的確に把握し、適切な指導を行う必要があるため、幼稚園は児童指導教室や医療機関、保健所、保健福祉局、市内にある各大学との連携を図っていく必要がある。

これらのことにより、特別支援教育の一層の充実を図るため、次の点について早期に実現すべきである。

- ① 教職員研修の充実を図る。
- ② 地域バランスを考えて児童指導教室を設置する。
- ③ 児童指導教室に特別支援教育のコーディネーターを置く。
- ④ 指導体制の充実のため、保健福祉局など関係諸機関との連携を一層図る。

なお、②については、通級指導教室が設置されている箭田小学校に児童指導教室を設置することが望ましい。

2 「倉敷市立幼稚園における今後の3歳児保育の推進」に関する基本方針

3歳児の発達の特性としては、身辺の自立が進み、身近な世界に興味や関心をもち、多くの言葉を覚え、自我が芽生え、自己主張をするようになるとともに、他児に関心をもち、かかわりを求めながらも、互いの自己主張のぶつかり合いが多くなってくる。また、身体を動かして遊ぶことにより、身体の諸機能の発達が促される時期である。

このような発達の特性から、3歳児保育の重要性が取り上げられるようになり、文部科学省が平成3年に策定した第3次幼稚園教育振興計画要項の中で、「平成13年度当初までに、入園を希望するすべての3～5歳児を就園させることを目標とする。」「公立及び私立を通じて適切に幼稚園の整備が行われるようにすること。」と指針が示されている。

(1) 現状と課題

市立幼稚園の3歳児保育は、資料1の通り、平成11年度の2園での試行に始まり、その後、実施園の拡充が図られて、平成21年度には16園で実施されている。これらの園からは、3年間で一人一人の成長に適した保育を行うことができ、幼児の成長も著しいという効果が報告されている。

また、保護者からは家庭で行う子育ての不安により、子どもを集め集中の成長させたいという願いから、3歳児保育を早期に実施してほしいという声が高まっている。

現在、定員を上回る入園希望があり、抽選により入園できない幼児が出ている。その傾向は、倉敷地区で顕著である。一方、園児が減少し、統廃合の基準に当てはまる3歳児保育実施園もある。

(2) 今後の方向性

ア 新たな3歳児保育実施の視点

私立幼稚園は、早期に3歳児保育の重要性を認め、全園で実施し、成果をあげてきた。市立幼稚園においても、保護者がその教育効果を認め、3歳児保育を実施してほしいという声がますます高まってきた。また、市立幼稚園に入園してくる幼児の保護

(資料1) これまでの3歳児保育実施状況

年度	実施園数	実施園名
11	試行2	旭丘, 辨田
12	試行4	旭丘, 辨田, 葦高, 上成
13	4	旭丘, 辨田, 葦高, 上成(試行2 庄, 味野)
14	6	旭丘, 辨田, 葦高, 上成, 庄, 味野
15	6	旭丘, 辨田, 葦高, 上成, 庄, 味野
16	6	旭丘, 辨田, 葦高, 上成, 庄, 味野
17	12	旭丘, 辨田, 葦高, 上成, 庄, 味野, 川辺, 岡田, 薩二万, 箭田, 吳妹(市町合併による)
18	13	旭丘, 辨田, 葦高, 上成, 庄, 味野, 川辺, 岡田, 薩二万, 箭田, 吴妹, 茶屋町西
19	14	旭丘, 辨田, 葦高, 上成, 庄, 味野, 川辺, 岡田, 薩二万, 箭田, 吴妹, 茶屋町西, 雾濱東
20	15	旭丘, 辨田, 葦高, 上成, 庄, 味野, 川辺, 岡田, 薩二万, 箭田, 吴妹, 茶屋町西, 琴浦東, 菅生
21	16	旭丘, 辨田, 葦高, 上成, 庄, 味野, 川辺, 岡田, 薩二万, 箭田, 吴妹, 茶屋町西, 琴浦東, 菅生, 藤田
22	16	旭丘, 辨田, 葦高, 上成, 庄, 味野, 川辺, 岡田, 薩二万, 箭田, 吴妹, 茶屋町西, 琴浦東, 菅生, 富田

者は、3歳までは家庭で教育を行い、4歳から市立幼稚園へ入園させる傾向が強かつたが、ここ数年は、同年代の幼児が減り、早く集団生活を経験させたいという保護者が増えてきた。

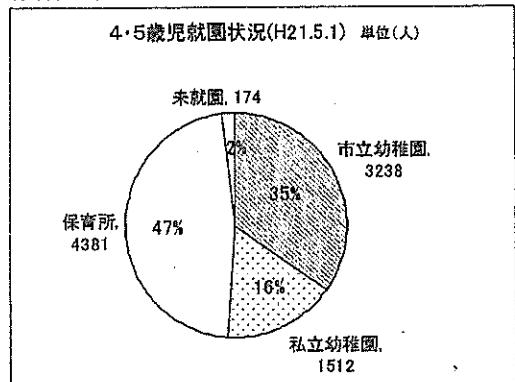
このような保護者の考え方の変化に対応するためにも、市立幼稚園で3歳児保育を受けられる機会をつくることが大切である。

そこで、3歳児保育のニーズがどれくらいあるかを把握する必要があるが、すべての3歳児について入園希望の有無を把握することは困難であるため、その方法として、4・5歳児の市立幼稚園の就園率から3歳児の入園希望者数を推測することとした。そして、4・5歳児の市立幼稚園の就園率が高い地区に3歳児保育を実施すれば、保護者のニーズに応えられると考えた。なお、市立幼稚園の就園率とは小学校区の4・5歳児の幼児のうち、市立幼稚園に就園する園児の割合であり、就園率が高い園ほど市立幼稚園のニーズが高いものと考えた。

資料2-2は、倉敷市内5地区と市全体の4・5歳児における市立幼稚園の地区別就園率を示したものである。この表から、倉敷地区は39.5%で市全体の平均34.8%を上回っており、3歳児保育のニーズが高いものと考えられる。そして現状と課題のところでも述べたように、園の数や受け入れ人数の関係から、希望者が入園できない事態が起きている。

こういった問題を解決するためには、倉敷地区で市立幼稚園の就園率が高い幼稚園に新たに3歳児保育を実施した

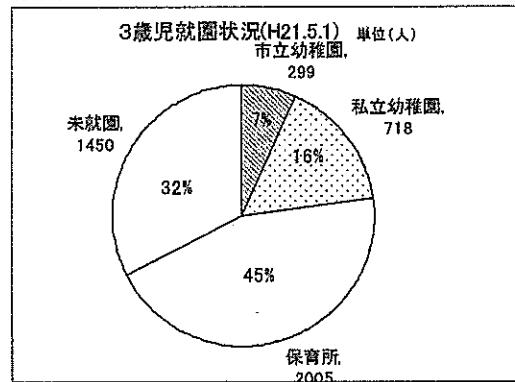
(資料2-1)



(資料2-2) H21市立幼稚園の4・5歳児地区別就園率 単位(%)

地区名	倉敷	水島	児島	玉島	船穂 真備	市全体
市立幼 就園率	39.5	29.5	27.5	31.2	50.6	34.8

(資料3-1)



(資料3-2) H21 3歳児地区別幼児数 単位(人)

地区名	倉敷	水島	児島	玉島	船穂 真備	市全体
3歳児 幼児数	2229	860	564	542	277	4472

(資料4) 3歳児抽選日当日の参加人数 単位(人)

市立幼稚園名	H19	H20	H21
葦高幼	52	37	52
菅生幼	16	20	19
庄幼	32	43	32
茶屋町西幼	43	51	49
旭丘幼	21	18	27
味野幼	21	18	22
稗田幼	20	19	23
琴浦東幼	19	21	13
上成幼	24	19	30
富田幼	-	15	20
川辺幼	24	36	21
岡田幼	25	25	18
菌幼	27	16	18
二万幼	3	6	11
箭田幼	23	17	11
吳妹幼	6	9	5

り、入園希望者が20人（真備地区は25人）を大きく超える幼稚園では、定員を増やしたりする必要がある。（資料4を参照）

また、水島、児島地区は、全体的には市立幼稚園の就園率が低いが、市全体の市立幼稚園の就園率を上回る幼稚園においては、3歳児保育のニーズが高いものと考えられる。

次に、資料3-1は、市内に住む3歳児の就園状況を示している。このグラフから幼稚園、保育所のいずれにも就園していない3歳児が1,450人もいることがわかる。この中から、地元の市立幼稚園において3歳児保育の実施を望んでいる保護者の声も寄せられている。こういった幼児が市立幼稚園に3歳から入園し、集団生活を少しでも早く経験していくことが望ましいと考える。

また、障がいのある幼児は、集団の中で生活することを通して、社会性や豊かな人間性を育み、全体的な発達を促していくことが望ましいと考えるので、早い時期から継続的な支援を行う必要がある。そこで、幼児指導教室の設置園で3歳児保育を実施すれば、幼児指導教室との連携がとりやすくなる。ただし、3歳児保育を実施する上で、障がいのある幼児のその受け入れ方法を研究しながら取り組むことが重要であると考える。

なお、今後統廃合を行った場合、統合先の幼稚園で4・5歳児の就園率が高くなる場合は、地域性を考え3歳児保育の実施について検討することが望ましい。

(資料5) 倉敷市立幼稚園 H19～H21の4・5歳児就園率

(20人以上の就園希望が見込まれる園のみ掲載)

単位(%)

園名	地区	小学校区	H19	H20	H21	平均	園名	地区	小学校区	H19	H20	H21	平均
老松	倉敷	老松	36.8	33.2	32.2	34.2	連島西浦	水島	連島西浦	40.2	44.4	49.0	44.8
万寿	倉敷	万寿	28.8	29.7	26.4	28.3	連島東	水島	連東	34.4	34.5	36.3	35.0
万寿東	倉敷	万寿東	31.8	32.0	34.9	32.9	連島南	水島	連南	26.3	26.6	26.3	26.4
大高	倉敷	大高	39.8	40.0	32.7	37.6	天城	倉敷	天城	37.4	38.0	41.3	38.9
中洲	倉敷	中洲	41.6	36.4	34.8	37.9	赤崎	児島	赤崎	34.7	32.1	31.7	32.7
中島	倉敷	中島	44.3	40.3	39.7	41.5	小川※	児島	児島	22.9	25.0	22.2	23.4
帯江	倉敷	帯江	39.5	35.4	38.6	37.8	琴浦西※	児島	琴浦西	37.7	36.2	32.5	35.4
豊洲	倉敷	豊洲	40.7	44.8	41.8	42.3	郷内	児島	郷内	43.2	31.3	31.5	35.3
西阿知	倉敷	西阿知	46.3	48.9	47.5	47.5	玉島	玉島	玉島	43.2	35.9	32.0	37.0
第一福田	水島	第一福田	24.7	26.0	22.2	24.3	長尾	玉島	長尾	37.3	36.8	37.4	37.2
第二福田	水島	第二福田	28.9	30.9	31.8	30.6	船穂※	船穂	船穂	40.5	42.1	47.1	43.1
第四福田	水島	第四福田	31.4	33.9	31.7	32.3	市全体の市立幼稚園平均就園率						

※ 市立幼稚園の就園率=当該市立幼稚園に就園する4・5歳児の就園人数／当該市立幼稚園のある小学校区の4・5歳児児童数

※ 小川は柳田を含む。琴浦西は上の町を含む。船穂は中新田を含む。

イ 新設する幼稚園の基準

以上の方向性に基づき、次のように基準を設けることが適当と考える。

- ① 20人以上の就園希望が見込まれ、過去3年間の4・5歳児の平均就園率が市全体の平均就園率より高い園で、地域性を考慮しながら新たに実施する。
- ② すでに実施している幼稚園において3年連続25人を超える入園希望者があった場合、3歳児学級を2学級とする。
- ③ 幼児指導教室設置園では、3歳児保育の受け入れ方法を研究しながら実施することが望ましい。

上記の基準に当てはめると、現時点では①により、倉敷地区7園、水島地区1園、児島地区2園、玉島地区2園、船穂地区1園が該当し、②により葦高、庄、茶屋町西幼稚園が該当する。これらが実施されることにより320人多く受け入れることが可能になり、「希望するすべての幼児に3歳児保育を」に近付いていくことになる。また、③の幼児指導教室設置園での3歳児保育を検討、実施することにより、さらなる特別支援教育の充実が期待される。

ウ 今後の3歳児保育

3歳児保育の実施に当たっては、市の財政を鑑み、新設する幼稚園の基準①～③により、市立及び私立幼稚園の配置状況や地域の実情、保育室等の教育環境を考慮し、今後10年間の内に、教育委員会の責任において計画的に実施することを求める。

3 「倉敷市立幼稚園における適正配置」に関する基本方針

新幼稚園教育要領の領域「人間関係」の内容の取扱いに「他の幼児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わう」や「集団の生活を通して、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調整する力が育つようになる」などの留意事項が新たに加わった。ここに示された幼児の発達における集団のもつ意味という観点から、また幼稚園が小規模化している現状から、幼稚園の適正規模や適正配置について検討する必要が生じている。

(1) 現状と課題

市全体の幼児数が減少していく中で、集団の中での育ちを期待する幼稚園教育の一層の充実を図るために、平成12年に設置された倉敷市立幼稚園教育研究協議会の答申に基づき、平成21年度末までに9園1分園を廃園とした。さらに、平成22年度末までに2園を廃園にする予定である。

しかし、平成15年以降においても、資料6に見られるように保育所に通う幼児は増加しているが、市立幼稚園の園児数は減少している。

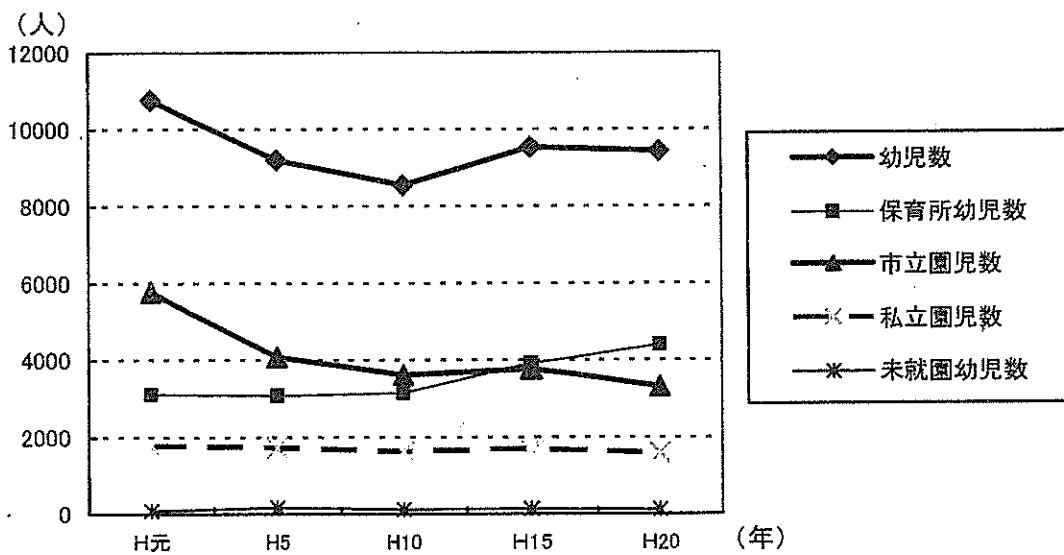
それにともない、適正な集団規模を維持することができない小規模園が増加している。中には統廃合して集団の適正化を図ったにもかかわらず、再び小規模になっている園もある。小規模園では教師がきめ細かい指導や援助を行い、温かい人間関係を培うことができるなどの利点がある反面、友達が固定化し、交友関係や遊びに広がりや深まりが見られず、葛藤体験が少なく、集団の中で育まれていく精神的なたくましさや主体的に取り組む力が育ちにくいなどの課題もある。

このような集団規模という大切な環境を考慮しながら、教育的観点で、平成12年度から市立幼稚園の統廃合を行ってきた経緯があり、今後もこれまでの考え方を踏襲し、統廃合を進めていく必要がある。

次に、学級定員はどの程度の人数が適正であるかについて考える。現行の4・5歳児の1学級の定員は35人であるが、その中には、基本的な生活習慣が十分身に付いていない幼児や、自制心やコミュニケーション力の不足する幼児、集団生活を行う上で特別な支援を必要とする幼児等が増えてきている。1学級35人定員では、学級担任が集団を把握しきれず、指導が困難な状況がしばしば見られ、安全面にも不安が生じている。このような実態を踏まえ、3・4・5歳児の幼児の発達の過程を考慮し、学級定員を見直す必要があると考える。

(資料6) 就園人数の推移(市内4・5歳児)

※H20は船穂・真備地区を含む



(2) 今後の方向性

ア 学級定員

適正配置を検討すると同時に、現在の幼児の実態にあった学級定員の見直しを図り、その上で適正配置を行うことが不可欠と思われる。そのため、倉敷市立幼稚園における1学級の定員を次のように改めていく。

○ 幼稚園の学級定員

3歳児	1学級	20人
4歳児	1学級	25人
5歳児	1学級	30人

国が定めた幼稚園設置基準第三条では「一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。」とある。

しかし、先に述べたような幼稚園の現状を踏まえると、現在の学級定員の改善が不可欠であるとの認識にたち、専門委員会や様々な立場の委員の意見に基づき、現在の幼稚園の実態にあった学級定員を上記のように改めることが適当と考える。

新しい学級定員による学級編制の実施時期については、現在の教員数、教室数等も踏まえ、年次的に学級定員を下げるなど、スムーズな形での移行を図ることが望ましい。ただし、定員を超える入園希望があった場合は、特例として3歳児については1学級25人まで、4歳児については1学級30人まで、5歳児については1学級35人まで学級編制を可能とするなど、弾力的な運営が必要と考える。なお、学級定員を超えて学級編制を行う場合は、教育環境が低下しないような配慮が必要と考える。

イ 適正配置

○ 適正規模

前回答申を踏襲し、1幼稚園の集団規模としては少なくとも4・5歳児合わせた数が30人以上の園児が必要と思われる。ただし、児童指導教室設置園において4・5歳児30人未満の状態が続く場合には、児童指導教室が市内各地区の特別支援教育の拠点であることの重要性を考慮し、統廃合には柔軟に対応する必要がある。

○ 統廃合の基準

適正配置を進めていく上で、次のような統廃合の基準を定める。

- | |
|---|
| ① 4・5歳児を合わせた園児が、30人に満たない集団で3年以上継続し、以後3年間の推計でも園児数の大幅な増加が見込めない場合は近隣の園と統合する。 |
| ② 今後、前項の基準に該当した園も統合の対象とする。 |
| ③ 児童指導教室設置園が①の基準に該当した場合については、特別支援教育を推進する立場から十分検討の上、対応する必要がある。 |

○ 現段階で上記基準に該当する幼稚園（案）

統廃合実施年	～平成30年度		～平成32年度
統廃合の基準①に該当する園	柳井原幼稚園 柳田幼稚園 上の町幼稚園 中新田幼稚園	本荘幼稚園 乙島東幼稚園 穂井田幼稚園 二万幼稚園 吳妹幼稚園	②の基準に該当した幼稚園
備考	・1小学校区に2幼稚園 ・休園中の幼稚園	・1小学校区に1幼稚園	・慎重に検討した上で統廃合を行っていく

具体的な統廃合対象園については、統廃合の基準を基に、次のような資料を参考に協議した。

- ・過去の園児数の推移と3年後までの園児数の推計
- ・小学校区の市立幼稚園就園率
- ・対象園となる幼稚園の近隣の幼稚園までの距離
- ・統廃合後の園児数、学級数の推計
- ・これまでの統廃合の実施状況
- ・同一小学校区、中学校区の幼稚園の有無
- ・保育室数や駐車場の有無

統廃合を行うに当たっては、各地域の実情を踏まえ、統廃合実施園の跡地利用や交通手段の問題も含めて、地元関係者、幼稚園の保護者等に十分説明し、理解を得る必要がある。

なお、国において、就学前の児童教育・保育に関し、制度改正に向けた討議がなされており、国の動向に応じた柔軟な対応をする必要がある。

4 「倉敷市立幼稚園における預かり保育」に関する基本方針

幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準としている。しかし、平成20年3月に定められた新幼稚園教育要領では「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など」、いわゆる預かり保育が総則に位置付けられ、幼稚園において幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援が求められるようになってきた。また併せて幼稚園が保護者や地域と連携し、幼児教育への理解を求め、その支援を受けることも重視されている。

(1) 現状と課題

平成12・13年度の2年間、文部科学省の預かり保育推進事業地域指定を受け、4園の市立幼稚園で預かり保育の試行を行った。その成果を生かし、平成14年度から、市立幼稚園全園で、兄姉の通う学校の参観日やPTAの会合、家族の通院等のやむを得ない場合に限り、預かり保育を実施してきた。

こうした中で、平成12年の保育所の4・5歳児の就園率は39%（旧船穂町と旧真備町は除く）であったが、平成21年では46.4%まで増えてきており、就労しているあるいは就労を望んでいる保護者が増加していることがうかがえ、保護者からパートなどの就労による預かり保育の実施を望む声も寄せられている。

(2) 今後の方向性

ア 望ましい預かり保育の在り方

預かり保育について専門委員会からは「就労による預かり保育を行い、保育料を別途徴収する。実施時間については今まで同様、16時までとする。長期休業中は実施しない。預かり保育は専任員が担当する。」という案が提示された。これを基に検討し、次の結論を得た。

まず、預かり保育の目的及び対象については、従来の預かり保育の対象理由に加え、就労も理由として認め、実施園に在籍する園児を対象とする。

次に、預かり保育の実施時間については、幼稚園と保育所の目的及び性格に違いがあることや、預かり保育経験の少ない市立幼稚園における運営体制の確立には時間を要することが考えられるため、当面は16時までに設定することが望ましいと考える。

また、長期休業中に預かり保育を行うことについては、健康面や安全面での課題を抱えているが、長期休業中に預かり保育を行わない場合、就労を望んでいる保護者が長期休業中は仕事を行うことができず、恒常的に利用しにくいため、預かり保育を行う効果が少ないと思われる。

そこで、就労を理由とする保護者及びその幼児を対象として、市立幼稚園におけ

る可能な預かり保育の運営方法を考えていく必要がある。

実施する際には、長期休業中も含めて預かり保育専任員を配置するなどし、児童の健康面や安全面に十分配慮した上で実施することが、現在の保護者支援の状況からみても望ましい。

現在、就労による預かり保育を実施していないため、実施した上での成果や課題が予想できない。そこで、預かり保育検討委員会を設け、市立幼稚園の預かり保育について、さらに検討を行った上で試行していく必要があると考える。

イ 今後の預かり保育

- ① 預かり保育の検討委員会を設け、市立幼稚園における預かり保育の在り方について検討し、試行を行う。
- ② 実施の場合は、預かり保育専任員等の人的配置や施設面の検討を行う。

①については平成22年度から検討委員会を設け、試行へ向けて条件を整える。実施に向けては、試行の結果を十分に検討することが望ましい。

あとがき

本協議会は、「倉敷市立幼稚園の今後の在り方について」の各諮問事項（今後の特別支援教育、今後の3歳児保育の推進、適正配置、預かり保育）を各委員の専門性や経験をもとに慎重かつ多面的に審議し、ここにその審議の結果をまとめ、答申することができた。

審議の過程においては、それぞれの諮問事項が関わり合う部分が多く、1つの諮問事項を審議しながら、他の諮問事項も併せて審議する場面が数多くあった。いずれにおいても、倉敷市立幼稚園の園児や保護者にとって、よりよい教育環境になるような望ましい方向性を見い出すための議論に、多くの時間を費やし様々な観点から検討を行った。

この答申を実現するに当たっては、保育内容の一層の充実や教職員の資質向上はもちろんのこと、通園方法や跡地利用、正規職員の適正人数、保育料、私立幼稚園就園奨励費等を含めて、関係者が的確な展望のもとに、倉敷市の幼稚園教育のために、よりよい環境状況について、保育所、幼稚園、小学校関係者が連携し、地域住民等の理解や協力を得て、できるだけ早い時期に施策の展開を図るべく努力していただきたい。その際、教育を取り巻く社会の状況変化が大きいだけに、特に今後の国の動向や施策を注視する必要がある。

なお、市立及び私立の幼稚園と保育所を含めて、倉敷市の幼児教育全体について、保幼小の連携・公私における保育料負担の格差・市の財政支援を含めた条件整備等、総合的に協議する必要があることも申し添えておきたい。

附 屬 資 料

諮詢書	15
教育基本法	16
学校教育法	16
学校教育法施行規則	16
幼稚園設置基準	17
倉敷市立幼稚園条例	17
倉敷市立幼稚園園則	18
幼稚園教育振興計画	19
倉敷市立幼稚園教育研究協議会委員名簿	20
検討経過	22
倉敷市立幼稚園教育研究協議会専門委員会委員名簿	23
検討経過	23
参考資料	24

平成18年10月16日

倉敷市立幼稚園教育研究協議会
会長 森 熊男様

倉敷市教育委員会
教育長 吉田雄平

倉敷市立幼稚園の今後の在り方について（諮問）

倉敷市立幼稚園の教育の一層の充実を図るため、標記事項について、本市教育行政のとるべき方策について、御意見を求めます。

（諮問の趣旨）

倉敷市立幼稚園教育研究協議会において、倉敷市立幼稚園における「3歳児保育の推進」「特別支援教育」「適正配置」がどうあるべきかについて協議をしていただき、平成10年1月19日に中間報告「倉敷市立幼稚園の今後の在り方について」を、また、平成12年7月13日に答申「倉敷市立幼稚園の適正配置について」をいただきました。

これらの中間報告・答申に基づき、3歳児保育の実施を13園まで拡大したり、「特別支援教育のための支援員」を12人配置したり；平成13年度以降7園（分園1を含む）を統廃合により廃園にしたりしました。

しかし、著しく社会の情勢が変化する中で、全市的な少子化傾向とともに減少傾向にある市立幼稚園の就園率や小規模園が増加していることへの対応、障害のある幼児の受け入れがますます増加することが予想されることに対する教育環境の整備の在り方、平成21年度に16園まで拡大した後の3歳児保育の在り方、保護者からのニーズが高まる傾向にある預かり保育の在り方等、公立幼稚園が一層充実していくために、検討すべき課題があります。

このような現状や問題点を踏まえて、幼稚園教育の目的を追究しながら、倉敷市立幼稚園の今後の在り方について議論していただき、次の事項について、指針をお示しいただきたいと思います。

記

『倉敷市立幼稚園の今後の在り方について』

- ・ 倉敷市立幼稚園における今後の特別支援教育について
- ・ 倉敷市立幼稚園における今後の3歳児保育の推進について
- ・ 倉敷市立幼稚園における適正配置について
- ・ 倉敷市立幼稚園における預かり保育について

教育基本法

平成十八年十二月二十日法律第百二十号

第二章 教育の実施に関する基本

（幼児期の教育）

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

学校教育法

昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号

一部改正：平成十九年六月二十七日法律九十六号

第一章 総則

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、及び高等専門学校とする。

第三章 幼稚園

第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第八章 特別支援教育

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

学校教育法施行規則

昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号

一部改正：平成二十年三月二十八日文部省令第五号

第三章 幼稚園

第三十八条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

幼稚園設置基準

昭和三十一年十二月十三日文部省令第三十二号

最終改正：平成十九年十二月二十五日文部科学省令第四十号

第二章 編制

(一学級の幼児数)

第三条 一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

倉敷市立幼稚園条例

昭和 42 年 2 月 1 日

条例第 35 号

(研究協議会の設置等)

第 8 条 幼稚園教育体制の整備及び教育振興の方策について協議するため、

倉敷市立幼稚園教育研究協議会(以下「研究協議会」という。)を置く。

2 研究協議会は、委員 20 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 幼稚園関係者

(2) 学識経験者

(3) 行政関係者

4 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、教育委員会において特別の事情があると認めたときは、委員の任期中でも解任することができる。

倉敷市立幼稚園園則

昭和 42 年 2 月 1 日

教育委員会規則第 15 号

第 2 条 幼稚園の 1 学級の幼児数は、原則として次のとおりとする。

(1) 4 歳児 35 人以下

(2) 5 歳児 35 人以下

2 前項に規定する場合のほか、倉敷市立幼稚園に 3 歳児保育を行うための園(以下「実施園」という。)を置くことができるものとし、実施園の 1 学級の幼児数は、原則として 20 人以下とする。ただし、倉敷市立川辺幼稚園、倉敷市立岡田幼稚園、倉敷市立蘭幼稚園、倉敷市立二万幼稚園、倉敷市立箭田幼稚園及び倉敷市立吳妹幼稚園においては、原則として 25 人以下とする。

第 7 章 研究協議会

第 22 条 条例第 8 条第 1 項に規定する倉敷市立幼稚園教育研究協議会(以下「研究協議会」という。)に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、研究協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 研究協議会の会議は、会長が招集する。

6 研究協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

7 研究協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

8 研究協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学事課において行う。

幼稚園教育振興計画要項

平成3年3月15日

文部大臣裁定

1 目的

幼稚園教育の重要性と幼稚園教育に対する国民の強い要望にかんがみ、今後における幼稚園の計画的な整備を図り、もって幼稚園教育の普及・充実に資する。

2 計画期間及び目標

- (1) 計画期間は平成3年から10年とする。
- (2) 平成13年度当初までに、入園を希望するすべての3~5歳児を就園させることを目標とする。

3 整備の方針

幼児の健康と安全に十分留意して通園可能な範囲に幼稚園を整備するものとする。この場合、次の点に配慮するものとする。

- (1) 既設の幼稚園の配置状況及び地域の実情等を勘案すること。
- (2) 公立及び私立を通じて適切に幼稚園の整備が行われるようにすること。
- (3) 地域において各幼稚園が今後果たすことが期待される幼児教育のセンター的役割等についても勘案すること。
- (4) 長期的視点に立って既設の幼稚園施設設備等の効果的な利用を図るようにすること。

4 国の助成方針

計画を円滑に推進するために、国は現行の助成方策を基本として適切な助成に努めるものとする。

- (1) 幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減及び公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図るため、引き続き幼稚園就園奨励費補助の充実に努める。
- (2) 幼稚園の新增設及び改築等の円滑な実施を図るため、公立及び私立の施設設備費補助の確保を図る。
- (3) その他計画の円滑な実施を図る。

5 計画の趣旨の徹底等

- (1) 国は、都道府県及び市町村に対して計画の趣旨の徹底を図るとともに、各市町村において幼稚園の整備状況や当該市町村の実情等を考慮した幼稚園教育振興計画を立案し、さらにこれに基づいて各都道府県において幼稚園教育振興計画を立案するよう、それぞれ指導するものとする。
- (2) 国は、各市町村における幼稚園の整備状況等を適宜把握し、特に必要がある場合は計画の見直しを行うものとする。

倉敷市立幼稚園教育研究協議会

委員名簿

(委員 19 人)

協議会職名	所 属 名	氏 名	備 考
会 長	岡山大学名誉教授	森 熊男	H18.9.1 ～H22.9.30
副会長	私立幼稚園協会理事長 (御国幼稚園長)	松井 大圓	H18.9.1 ～H22.9.30
委 員	倉敷市議会文教委員	雨宮 紘一	H21.2.10 ～H22.9.30
"	国士館大学教授	北神 正行	H18.9.1 ～H22.9.30
"	倉敷市立短期大学保育学科長	秋川 陽一	H18.9.1 ～H22.9.30
"	倉敷市連合医師会会长	高谷 泰正	H22.4.23 ～H22.9.30
"	倉敷青年会議所元理事長	浅野 泰司	H18.9.1 ～H22.9.30
"	民生委員主任児童委員会長	若林 富子	H18.9.1 ～H22.9.30
"	元母親委員副委員長	花房喜久子	H18.9.1 ～H22.9.30
"	倉敷市保育協議会会长 (中山保育園長)	伊藤千鶴子	H21.6.25 ～H22.9.30
"	倉敷市民間保育所協議会会长 (のぞみ保育園長)	小松原 望	H18.9.1 ～H22.9.30
"	公立保育園長会会长 (庄保育園長)	小野 麗子	H21.4.1 ～H22.9.30
"	公立小学校長会 (琴浦北小学校長)	金子 廣志	H20.4.1 ～H22.9.30
"	私立幼稚園 PTA 連合会会长 (御国幼稚園)	井上 善弘	H21.6.25 ～H22.9.30
"	公立幼稚園 PTA 連合会顧問 (玉島幼稚園)	猪木 直樹	H18.9.1 ～H22.9.30
"	公立幼稚園長会会长 (大高幼稚園)	齊藤 啓子	H21.4.1 ～H22.9.30
"	倉敷市保健所健康づくり課主幹	中津 朋子	H21.4.1 ～H22.9.30
委 員	子ども未来部次長	八木 敏明	H21.4.1 ～H22.9.30
"	子ども未来部副参事兼保育課長	岡野 敏弘	H19.4.1 ～H22.9.30

"	倉敷市議会文教委員	矢野 周子	H18.9.1 ～H19.3.31
"	公立保育園長会会长 (玉島保育園長)	佐々木和子	H18.9.1 ～H19.3.31
"	倉敷市保健所健康増進室主幹	篠原 淑子	H18.9.1 ～H19.3.31
"	子育て推進室子ども家庭課長	川西 裕子	H18.9.1 ～H19.3.31
"	公立小学校校長会 (本荘小学校長)	山下 茂明	H18.9.1 ～H19.8.19
"	私立幼稚園 PTA 連合会会长 (マリア幼稚園)	志茂 幸子	H18.9.1 ～H19.8.19
"	倉敷市連合医師会会长	村上 幹郎	H18.9.1 ～H20.3.31
"	公立小学校校長会 (琴浦北小学校長)	岡 浩一	H19.8.20 ～H20.3.31
"	私立幼稚園 PTA 連合会会长 (奈良佐保短期大学附属倉敷幼稚園)	石田由美子	H19.8.20 ～H20.8.21
"	総合政策局政策推進部次長	生水 哲男	H18.9.1 ～H20.9.30
"	倉敷市議会文教委員	牧野 規子	H19.4.1 ～H21.2.9
"	公立保育園長会会长 (老松保育園長)	三宅 潤子	H19.4.1 ～H21.3.31
"	倉敷市保健所健康づくり課主幹	鈴木千佳子	H19.4.1 ～H21.3.31
"	公立幼稚園長会会长 (倉敷幼稚園)	中須加清子	H18.9.1 ～H21.3.31
"	子育て推進室子ども家庭課長	香西 茂	H18.9.1 ～H21.3.31
"	私立幼稚園 PTA 連合会会长 (あさひ幼稚園)	三宅 博子	H20.8.22 ～H21.6.24
"	倉敷市保育協議会会长 (若杉保育園長)	梶川 義海	H18.9.1 ～H21.6.24
"	倉敷市連合医師会会长	三浦 洋	H20.4.1 ～H22.4.22

検討経過

	年.月.日	参加者数	検討内容
第1回	H18.10.16	15	・委員委嘱 　・役員選出 　・諮問並びに趣旨説明 　・現状と課題
第2回	H19.1.30	19	・今後の特別支援教育の在り方について
第3回	H19.4.17	19	・倉敷市立幼稚園の今後の在り方について ～3歳児保育、適正配置、預かり保育～
第4回	H19.8.20	16	・理想の公立幼稚園について
第5回	H19.12.4	18	・預かり保育、適正配置について
第6回	H20.5.30	16	・特別支援教育、適正配置について
第7回	H20.8.28	17	・中間まとめ（案）の検討
第8回	H20.12.9	17	・3歳児保育、適正配置について
第9回	H21.5.19	14	・3歳児保育、適正配置について
第10回	H21.7.29	16	・3歳児保育、適正配置について
第11回	H21.9.28	15	・3歳児保育、適正配置、預かり保育等の基準について
第12回	H21.11.24	15	・3歳児保育、適正配置、預かり保育等の基準について
第13回	H22.1.21	14	・答申（案）の検討
第14回	H22.3.18	14	・答申（案）の検討
第15回	H22.5.21	16	・答申（案）の検討

倉敷市立幼稚園教育研究協議会専門委員会

委員名簿

(委員 10 人)

区分	所属名	氏名	備考
幼稚園関係者	倉敷幼稚園	中須加清子	園長
幼稚園関係者	大高幼稚園	齊藤 啓子	園長
幼稚園関係者	第五福田幼稚園	渡邊 葉子	園長
幼稚園関係者	琴浦西幼稚園	白神 繁子	園長
幼稚園関係者	指導課	瀧澤 依子	指導主幹
幼稚園関係者	岡田幼稚園	岡 淳子	園長
幼稚園関係者	中庄幼稚園	佐藤 悅子	主任
幼稚園関係者	連島南幼稚園	久保田史子	主任
行政関係者	粒江幼稚園	片山 敬子	園長
行政関係者	指導課	太田千栄子	指導主任

検討経過

	年.月.日	参加者数	検討内容
第1回	H19. 6. 1	10	・委員委嘱 ・趣旨説明
第2回	H19. 6.29	10	・倉敷市立幼稚園の理想の園児数・学級数について
第3回	H19. 7.31	10	・地域における幼稚園の役割
第4回	H19. 9.18	10	・預かり保育について
第5回	H19.10.30	10	・預かり保育、適正配置について
第6回	H19.11.20	9	・預かり保育、適正配置の基準について
第7回	H19.11.28	10	・預かり保育、適正配置の基準について
第8回	H20. 2. 8	8	・特別支援教育、預かり保育について

※ 参考資料

- ・幼稚園教育要領（文部科学省告示第二十六号）
(平成二十年三月二十八日 文部科学大臣 渡海紀三朗)
- ・幼稚園教育要領解説
(平成二十年十月)
- ・倉敷市立幼稚園の適正配置について（答申）
(平成十二年七月十三日 倉敷市立幼稚園教育研究協議会)
- ・幼稚園教育振興計画
(平成三年三月十五日 文部大臣裁定)